

健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、新しい財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表することが義務となりました。

健全化判断比率は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階((4)将来負担比率は、財政再生段階なし)に区分されます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。

平成19年度決算における健全化判断比率等

習志野市の平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり全て健全段階となりました。

1 健全化判断比率

指標の名称	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-%	11.86%	20.00%
連結実質赤字比率	-%	16.86%	40.00%
実質公債費比率	8.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	88.7%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「-%」で表示しています。

2 資金不足比率

特別会計の名称	平成19年度	経営健全化基準
水道事業	-%	20.0%
ガス事業	-%	20.0%
公共下水道事業	-%	20.0%

※資金不足額がない場合は、「-%」で表示しています。

健全化判断比率等の概要（習志野市）

（1）健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

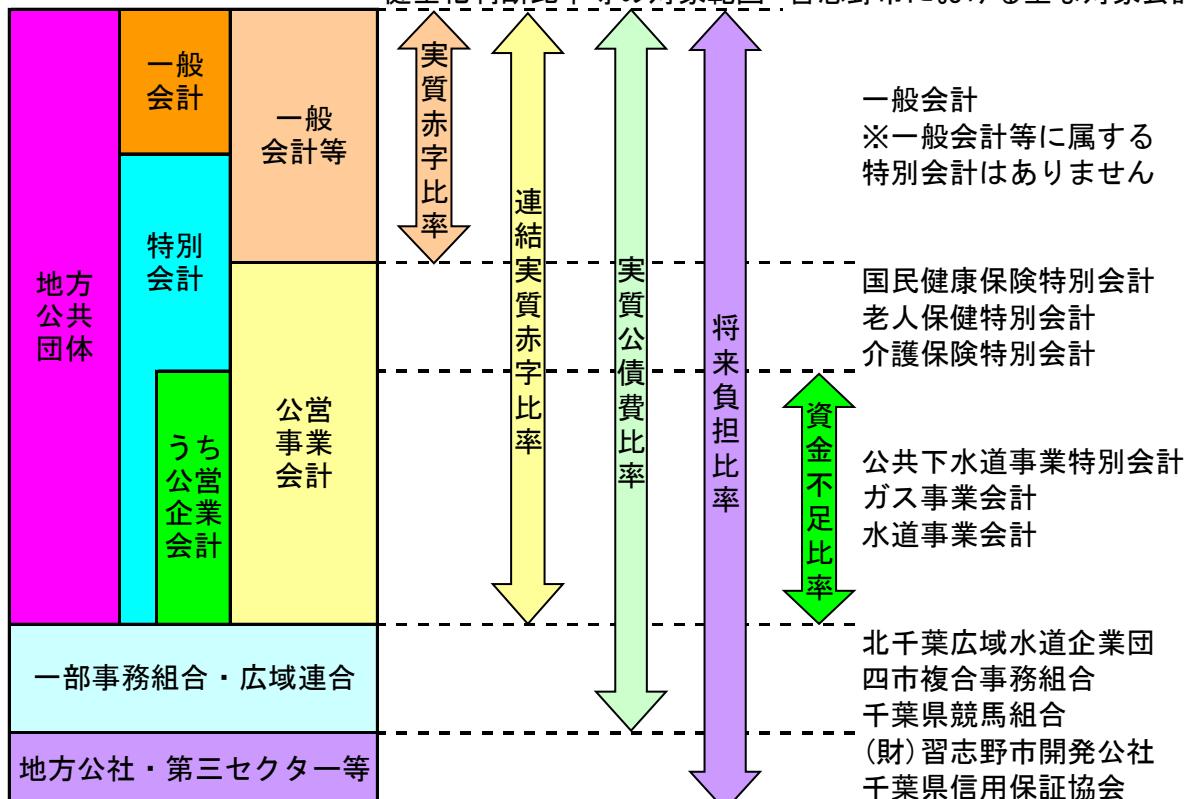
指標名	内容	対象範囲	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	一般会計等	11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計	16.25%～20%	40%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	350%	

（2）資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	経営健全化基準
資金不足比率	各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	水道事業会計 ガス事業会計 公共下水道事業特別会計	20% 20% 20%

【対象範囲の概要】

健全化判断比率等の対象範囲 習志野市における主な対象会計等



実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【19年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15%	11.86%	20%
平成19年度決算に基づく習志野市の実質赤字比率	一% (比率≤0の場合、一)		

※実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一會計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることは望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰り越し）となります。翌年度においてもその分の歳入確保又は歳出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

地方公共団体の中心的な行政サービスを担う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源（市税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための比率です。

この比率が高ければ高いほど赤字の解消が難しくなり、解消期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなります。本市の19年度決算におきましては、実質赤字は生じておりますので、実質赤字比率の表記につきましては、実質赤字額がないことを示す「-%」となっています。

なお、一般会計等の黒字額の程度をご覧いただくため、一般会計の実質収支額を分子として標準財政規模と比較したものを、実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス%で表示しています。

【実質赤字比率の算定結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\triangle 1,555,272 \text{ 千円}}{28,897,229 \text{ 千円}} = \triangle 5.38 \%$$

※一般会計等の収支が黒字であるため、算定比率はマイナス表示としています。

連結実質赤字比率

【地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【19年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%～20%	16.86%	40%
平成19年度決算に基づく習志野市の連結実質赤字比率	- % (比率≤0の場合、-)		

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

また、連結実質赤字比率の財政再生基準は30%ですが、経過措置として平成22年度までは40%、平成23年度は35%と定められています。

【説明】

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を財源として事業を実施する公共下水道事業特別会計など各種の公営事業会計があり、料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてこの赤字に対処しなければならないため、公営事業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該地方公共団体一法人としての赤字額を、当該団体の標準財政規模で除し、地方公共団体全体としてみた赤字の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の收支状況は、下記「各会計の状況」で示したとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率につきましても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「- %」となっています。

なお、本市全体の黒字額の程度をご覧いただくため、各会計の実質収支額及び剩余额の合計額を分子として標準財政規模と比較したものを、連結実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス%で表示しています。

【各会計の状況】

会計名	実質収支額・剩余额
一般会計	1,555,272 千円
国民健康保険特別会計	97,550 千円
公共下水道事業特別会計	91 千円
老人保健会計	33,500 千円
介護保険会計	211,773 千円
ガス事業会計	5,269,892 千円
水道事業会計	2,553,843 千円
合計	9,721,921 千円

【連結実質赤字比率の算定結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 9,721,921 \text{ 千円}}{28,897,229 \text{ 千円}} = \Delta 33.64 \%$$

※本市全体の収支が黒字であるため、算定比率はマイナス表示としています。

実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模}-\text{基準財政需要額算入額}} \text{の3ヵ年平均}$$

【19年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	25%	35%
平成19年度決算に基づく習志野市の実質公債費比率	8.8%	

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等の経費を公債費と呼んでいます。

一般会計における公債費は、当然一般会計の義務的な経費となりますが、公営企業会計など他会計における公債費支出に対して一般会計から他会計へ繰り出す経費などもあり、これについても一般会計の負担額として捉える必要があります。

また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の返済費用の一部なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したもののが3ヵ年平均値で表すこととされており、19年度決算における3ヵ年平均値は、下記の実質公債費比率の算定結果に示したとおり、8.8%となっています。

（19年度単年度の比率は、9.50580%となっています。）

なお、本年度の算定結果につきましては、前年度決算で算定した比率13.2%と比べ大きく低下した値を示しているところですが、これは主に19年度決算に基づく実質公債費比率の算定から、都市計画税を地方債の返済に充当可能な特定の歳入として加えるなど、従前と異なる算定方法が用いられていることによるものです。

【実質公債費比率の算定結果】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{2,366,430 \text{ 千円}}{24,894,591 \text{ 千円}} = 9.50580 \%$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{2,600,198 \text{ 千円}}{24,977,162 \text{ 千円}} = 10.41030 \%$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{1,662,355 \text{ 千円}}{24,714,646 \text{ 千円}} = 6.72619 \%$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{26.64229 \%}{3} = 8.88076 \% = 8.8 \%$$

小数点以下二位未満切捨て

将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

【19年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350%	
平成19年度決算に基づく習志野市の将来負担比率	88.7%	

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。

【説明】

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等の他会計の地方債現在高で一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）、また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の本市負担分（一般会計からの負担金等に含まれる）などがあります。

また、第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失補償をしているものについては、第三セクターの等の経営状況によっては、一般会計等で負担しなくてはならなくなることもあります。

このような、一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額を「将来負担額」として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等の額を差し引いたうえ、その団体の標準財政規模を基本とした額で除したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べ、大きな将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるところですが、本市の19年度決算の値につきましては、下記の将来負担率の算定結果に示したとおり、88.7%と健全な値を示しています。

【将来負担比率の算定結果】

将来負担比率	将来負担額	-	充当可能財源等
	80,522,560 千円	-	58,435,535 千円
	標準財政規模	-	基準財政需要額算入額
	28,897,229 千円	-	4,002,638 千円
$= \frac{22,087,025 \text{ 千円}}{24,894,591 \text{ 千円}}$		=	88.7 %
小数点以下二位未満切捨て			

資金不足比率

【各公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【19年度の状況】

特別会計の名称	平成19年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—% (比率≤0の場合、—)	20%
ガス事業	—% (比率≤0の場合、—)	20%
公共下水道事業	—% (比率≤0の場合、—)	20%

【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する各公営企業会計における資金不足額を各企業の事業規模で除した比率で、この比率が高いほど各企業の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることになるため、公営企業としての経営状況に問題があることになります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、水道事業会計、ガス事業会計、公共下水道事業特別会計の3会計ですが、これらの会計については、すべての会計において剰余金（黒字）が発生している状況にあるため、資金不足比率の表記につきましては、実質赤字比率の表記と同様に、資金不足額がないことを示す「—%」となっています。

なお、各会計の剰余額（黒字）の程度をご覧いただくため、各公営企業会計の剰余額を分子として各会計の事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として下記の枠内にマイナス%で表示しています。

【資金不足比率の算定結果】

$$\text{水道事業} = \frac{\triangle 2,553,843 \text{ 千円}}{1,912,704 \text{ 千円}} = \triangle 133.52 \%$$

$$\text{ガス事業} = \frac{\triangle 5,269,892 \text{ 千円}}{5,866,997 \text{ 千円}} = \triangle 89.82 \%$$

$$\text{公共下水道事業} = \frac{\triangle 91 \text{ 千円}}{2,871,108 \text{ 千円}} = \triangle 0.003 \%$$